

北上市告示乙第128号

消防車が訓練においてサイレンを吹鳴するため、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月25日

北上市長 八重樫 浩文

1 訓練実施場所

北上市さくら通り地内から芳町までの道路上

2 訓練実施日時

令和8年1月10日 午前11時30分から正午まで

3 サイレン吹鳴車両

70台